

番号：150191

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査（灌漑事業モニタリングシステム）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑事業モニタリングシステム
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2015年5月下旬から2015年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.67M/M、合計 2.17M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地調査期間 整理期間
5日 50日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」
http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	事業モニタリング制度、又は灌漑開発
対象国／類似地域	タンザニア／全世界（本邦含む）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：

以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

タンザニアの国家灌漑マスタープラン(2002 年)においては、約 210 万 ha の高い灌漑開発ポテンシャル地域があるとされており、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Program: ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2010 年現在で約 35 万 ha の灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は、ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、灌漑開発を推進しているが、県による自立的な灌漑事業の計画・実施が困難な状況にあったため、タンザニア政府は我が国に対して技術協力プロジェクト「県農業開発計画灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」の実施を要請した。これを受けて JICA は、同技術協力プロジェクトを 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施し、県の灌漑技術者が事業を円滑に進めるために必要な灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、ガイドライン）の策定と灌漑事業の質的向上のための中央レベルの人材育成に係る協力を行った。これら成果を踏まえて、JICA はガイドラインの利用を全国に普及し、全国の全 132 県の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans :以下 DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」(以下、前フェーズプロジェクト)) を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。同プロジェクトでは、全県にガイドラインを普及する拠点地区（以下、デモサイト）として、全国の 7 つの灌漑ゾーンにおいてデモサイト（各 1 ヶ所）を設置し、農業・食糧安全保障・協同組合省（以下、農業省）灌漑技術サービス局をカウンター・パート（以下、C/P）機関とし、計 7 つの灌漑ゾーン事務所の灌漑技術者による県の灌漑技術者に対する灌漑施設建設と灌漑施設維持管理にかかる支援体制の強化を図った。2014 年 6 月の前フェーズプロジェクト終了後、灌漑開発事業はタンザニア政府により継続され、ガイドラインが活用されているが、新灌漑法が制定され、それに伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画が新たに作成されるなど、タンザニアの灌漑行政にかかる実施体制に変化がある。

かかる状況を受け、タンザニア政府は、これまでのタンザニア国の国家灌漑開発にかかる支援を踏まえ、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」(以下、本プロジェクト) の実施にかかる支援を我が国に要請した。

これに関し、JICA は 2015 年 1 月から 2 月にかけて詳細計画策定調査を実施し、タンザニア側関係機関との協議・現地調査を通じ、協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析を行い、協力計画を策定し、プロジェクト実施にかかる合意文書 (M/M) 締結を行った。同調査を通じて、灌漑事業の一連の流れの中で、計画、施工、維持管理の各段階におけるモニタリングが十分に実施されておらず、またモニタリングシートの内容や、モニタリング後の報告・フィードバックシステムが確立されていないことが課題として指摘された。本プロジェクトの開始に先立ち、灌漑事業のモニタリングにかかる実態をより詳細に確認し、現状の問題点を明確にした上で、灌漑事業モニタリングに

係るシステムの案を提示する必要がある。このため本調査を実施し、プロジェクトの円滑な開始を促すため、上述の情報収集・協議を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は機構職員等と調整しつつ、農業省灌漑局、灌漑ゾーン事務所、県灌漑事務所、灌漑組合等の灌漑事業のモニタリング活動の現状と課題を制度面、技術面の両方から把握したうえで、これら関係者の能力を踏まえた実行可能なモニタリングシステムの案の作成を支援、本プロジェクト開始後、同システムの確立に係る活動を円滑に行うための素地を整えることを目的とする。

具体的担当事項は次の通りとする。

(1) 国内準備期間 (2015年5月下旬)

- ① 前フェーズプロジェクトに関する各種報告書、ガイドライン、フェーズ2プロジェクトの詳細計画策定調査報告書案(2015年1月～2月実施分の調査結果をまとめたもの)、現在実施中の円借款「小規模灌漑開発事業」のコンサルティングサービスにより作成された各種ガイドライン、フォーマット等の内容を把握する。前フェーズプロジェクトで導入したモニタリングシステム(フォーマットの内容含む)については特に入念に確認する。
- ② ASDP及びDADP、県灌漑開発基金(District Irrigation Development Fund: DIDF)について各種報告書等によりその概要を把握する。
- ③ 上記①～②を踏まえて、現地派遣期間に収集及び確認すべき情報を検討し、関係機関(農業省灌漑局、灌漑ゾーン事務所、県農業灌漑事務所、灌漑組合)への質問票(英文)を作成する。
- ④ 上記準備を踏まえ、調査方針を作成する。

(2) 現地派遣期間 (2015年5月下旬～2015年7月中旬)

- ① 現地業務開始時に機構タンザニア事務所及び農業省灌漑局と協議の上、調査内容の確認を行う。また、適宜機構タンザニア事務所に対し進捗報告を行う。
- ② 農業省灌漑局と前フェーズで定めたモニタリングシステムについてのレビューを行い、中央政府としてモニタリングを通じて把握が必要な情報の確認、現行システム下での情報収集の現状を確認し、その問題点の特定を行う。
- ③ 上記②を踏まえて、現場レベルでの状況と課題を明らかにするために、前フェーズプロジェクトが研修の対象とした灌漑スキームを訪問し、農業省灌漑局、灌漑ゾーン事務所灌漑技術者、県灌漑技術者及び灌漑組合幹部とともに現地視察、意見交換を行い、モニタリングシートの内容、構成に係る改善案、作成、提出、提出後のフォロー、情報の蓄積・データベース化に係る現実的かつ実行可能なシステムにつき、情報収集、分析を行う。
- ④ 上記②、③を踏まえて、関係者(農業省灌漑局、灌漑ゾーン事務所、機構タンザニア事務所、円借款「小規模灌漑開発事業」のコンサルタント等)と協議を行い、灌漑事業に係るモニタリングシステムの改善案の作成を支援する。なお、改善案の策定にあたっては、モニタリングシステムが機能するべく、モニタリングシートの作成者や提出頻度、記入項目など詳細かつ具体的な改善案がなされるよう留意する。また、モニタリングシートの提出を促すためのインセンティブやペナルティについてもあわせて検討し、システムへの盛り込みを促す。
- ⑤ 灌漑事業に係るモニタリングシステムの改善案を現地調査報告にまとめる。

(3) 帰国後整理期間 (2015年7月下旬)

- ① 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野にかかる調査結果を報告する。
- ② 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下（１）のとおり。なお、この報告書を本契約における成果品とし、電子データをもって提出することとする。

- （１） 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- （１） 業務日程／執務環境

- １） 現地業務日程

現地派遣期間は2015年5月30日～7月18日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

- ２） 現地での業務体制

JICAは、2015年1月から2月にかけてすでに詳細計画策定調査を実施しており、本調査業務はその追加調査業務です。また、円借款「小規模灌漑開発事業」における農業省雇用のコンサルタントとも密に協議、意見交換を行うことが求められます。

- ３） 便宜供与内容

機構タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舍手配

あり

- ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

- エ) 通訳備上

なし

- オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

- カ) 執務スペースの提供

なし

- （２） 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム（TEL：03-5226-8441）にて配布いたします。

- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」技術協力プロジェクト事業完了報告書
- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ・包括的灌漑ガイドライン（これまでのフェーズで取りまとめている灌漑事業開発にかかるガイ

ドライン)

- ・ 県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書案（2015年1月～2月実施分の調査結果をまとめたもの）
- ・ 円借款「小規模灌漑開発事業」施工監理マニュアル、財務マニュアル、施工段階のレポート・システム案

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。申請に必要な書類は、旅券（写）、英文CV、写真（5枚）です。
- 3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上